

法曹養成制度改革顧問会議

第20回会議 議事録

第1 日 時 平成27年5月21日(木) 自 午前 10時00分
至 午前 11時29分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 法科大学院について
- 4 法曹有資格者の活動領域の拡大について
- 5 法曹人口について
- 6 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局北山浩士専門教育課長
法務省大臣官房司法法制部鈴木昭洋参事官

法曹養成制度改革推進室 大場亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大場室長 予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第20回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめたファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。

○大場室長 それでは、初めに推進室からの報告であります。

5月13日から17日まで本年の司法試験が、5月17日には司法試験予備試験の短答式試験がそれぞれ実施されましたので、その受験状況等について御報告いたします。

○西山副室長 5月13日から本年の司法試験が実施され、また、17日には予備試験の短答式試験が実施されましたので、受験状況等について御報告いたします。資料2-5、通し番号で11ページを御覧ください。司法試験及び予備試験の受験状況等をまとめたものです。

まず、司法試験につきましては、本年の出願者数は9,072人であり、昨年よりも183人減少しました。受験者数を見ていただきますと、暫定値ではございますが、8,016人となっており、昨年よりも1人増加しております。

次に予備試験については、出願者数が1万2,543人となっており、昨年より79人減少しております。受験者数は、暫定値ですが、1万334人となっており、昨年より13人減少しております。

以上でございます。

○大場室長 今の説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次の議題に移ります。最初は「法科大学院について」であります。

本年3月に共通到達度確認試験の試行が行われたところと聞いておりますので、その結果と、平成27年度の法科大学院入学選抜の状況について、文部科学省から御報告いただきます。

それでは、義本審議官、北山専門教育課長、よろしく願いいたします。

○北山課長 それでは、文部科学省から2点、法科大学院における平成27年度入学者選抜の状況と、3月に実施いたしました共通到達度確認試験の試行の結果について御報告を申し上げます。

まず、平成27年度の入学者選抜の状況についてです。通し番号で14ページを御覧いただけますでしょうか。

平成27年度の入学者選抜についてですが、志願者数は対前年度比1,080人減の1万370人、入学者数は対前年度比71人減の2,201人、入学定員充足率は対前年度比9%増の69%ということになりました。入学定員は前年度に比較して640名減員しており、競争倍率は昨年度が2倍ちょうどであったところ、今年は1.87倍となりました。

14ページの資料では、ピーク時の数字も御参考まで掲載させていただいておりますので、

御覧ください。

15ページを御覧ください。制度発足時以降の入学定員の適正化の経過を記させていただいております。

平成21年度から平成25年度にかけては1,500名程度という大幅な削減が行われ、実入学者については2,146名の減少ということになりました。また、平成25年度から今年度にかけては更に入学定員で1,092名が削減され、実入学者数も497名減少しております。

16ページを御覧いただきますと、志願者数、入学定員、入学者数の推移を掲載させていただいておりますが、入学者が5,784名でピークであった平成18年度には既修者が2,179名に対して、未修者が3,605名となっておりますが、今年度は既修者が1,431名に対して、未修者が770名となっております。

17ページを御覧ください。「合格率に課題がある法科大学院」ということですが、これは司法試験合格率が全国平均の半分未満の法科大学院25校を指しております。こちらでは平成22年9月以降の公的支援の見直しを経まして、ピーク時と比較すると実入学者数が約90%以上減少しているということがございます。また、学生募集停止を公表した法科大学院が、右の(参考)の欄にありますように25校ありまして、ピーク時の74校から49校まで減少しているということになります。

詳細な志願者数・入学者数の個別の推移につきましては、資料3-2以降を御覧ください。特に資料3-3で、個別の法科大学院における詳細な情報を掲載させていただいているところでございます。

なお、本件調査結果につきましては、5月11日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会で公表いたしました。翌日の新聞各紙でも、全体の競争倍率が2倍を切ったということについて報道されておりました。

資料3-3の「競争倍率」という欄を御覧いただきますと、平成27年度に募集を行った52校の中で30校で競争倍率が2倍を下回ったということが分かります。この2倍というのは、前回この会議で御報告申し上げました、認証評価の厳格化に係る文部科学省高等教育局長通知において客観的指標としてお示しいたしました入学者選抜における競争倍率の目安でございます。

通知の中では、この客観的指標の水準を下回することは、それ自体、教員や教育課程など、当該法科大学院の教育の質に関して何らかの深刻な課題を抱えることを強く類推させるものであるというふうに書かれるとともに、特に競争倍率が2倍を下回っている場合には、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いなど、入学者の質の保証への影響が懸念されるというふうにしております。また、公的支援の見直しに当たりまして、2倍以上の競争倍率が確保されているかどうかということを経験的要因の1つとして設定させていただいているところでもございます。

入学者選抜は、各法科大学院の責任において実施するものではありませんが、文部科学省とい

たしましては、今回のこの結果を重く受け止めておまして、競争倍率の低下によって入学者の質の確保に問題が生じていないか注視する必要があると考えているところをごさいます。今後、そのような法科大学院についてはヒアリングをすることも含めて検討しているところをごさいます。その競争倍率が2倍を切った事情について確認を行うとともに、入学者の質の確保が行われているのかどうかということヒアリングを通じて把握し、各法科大学院の入学定員の更なる適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

平成27年度の入学者選抜については以上でございます。

次に、共通到達度確認試験の試行結果について御報告を申し上げます。資料3-5を御覧いただけますでしょうか。

共通到達度確認試験につきましては、平成25年7月の政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定において、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、その早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行うとされておりました。このことを受けまして、平成25年11月の中央教育審議会ワーキンググループにおいて、共通到達度確認試験の目的・内容・実施方法等の基本設計が示されております。このことを受けて、本年3月12日の午後になります、第1回の試行を実施したものでございます。

この「2.」のところにあります、実施結果でございます。参加校は平成26年度における法科大学院73校中57大学となっております、受験者中、3科目全てを受験したのは476名、平成26年入学の法学未修者811名の約6割に当たる者が受験しているということでございます。

通し番号の103ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。参加した法科大学院の受験者の一覧を付けさせていただきます。こちらで学校名と、憲法・民法・刑法、それぞれを受験した人が何名いたかということについて整理をさせていただきます。

もう一度、先ほどの資料3-5にお戻りいただけますでしょうか。実施の内容・方法についてでございます。この「1.」のところ5つほど◆をつけて整理させていただきます。

まず受験者は、法学未修者の1年次の学生を対象としております。憲法・民法・刑法の3科目でございます、右下の表にありますように、憲法と刑法は50分で30問、民法は75分で45問を解いていただいております。

出題につきましては「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」の結果に基づく「共通的な到達目標モデル」に則した、正誤式問題と多肢選択式問題のマークシート方式といたしました。

問題そのものでございますけれども、通し番号の51ページからを御覧いただけますでしょうか。そちらに、実際にどういう問題を出したのか、憲法・民法・刑法それぞれについて掲載させていただきます。こちらも御参照いただければと思います。

また、89ページから解答を添付させていただきます。

この試験の試行結果に係る受験者へのフィードバックでございますが、各法科大学院を通じ

て行っております。その際、通し番号の105ページから119ページまでの資料を御覧いただけますでしょうか。この共通到達度確認試験結果の概要と成績分布表がございまして、あと、先ほどの正答のところ、正解と正答率のデータという119ページまでの資料を各法科大学院に伝達してございまして、これを各法科大学院がそれぞれ参加学生に対して周知を行ったということでございます。これによりまして、参加学生には全国規模での学修到達度を確認することができるようになっていくというところでございます。

他方で、この試行結果の全体的な報告を通し番号の31ページから付けさせていただいております。この35ページのところでございますが、上から3行目ぐらいのところ。「今回の試行試験においては、学生にとって、試験の結果が成績評価等に流用されるのではないかと懸念があることから」というところでございますけれども、そういった懸念ゆえに学生が試行試験に参加しないということが生じないようにという配慮のもと、参加する法科大学院が在籍学生の個別の成績を知り得ないような対応を行ったということでございます。

こういった点も含めまして、試行試験の今後の課題ですけれども、通し番号の34ページから整理をさせていただいております。

まず、実施会場についての課題として、小規模な法科大学院は複数で共同して試験を実施すること、あとは、そういったことを行った場合に、学生の便宜にどういうふうに配慮するのかということ。あるいは今回は平日に行いましたが、社会人の参加を確保するための実施日程をどうするのかということ。

あるいは、視覚障害を有する学生への配慮をどうするか。

また、学生・法科大学院へのフィードバックの在り方として、法科大学院が在籍学生の個別の成績を把握できるようにするべきか否か。あるいは正答の表とあわせて解説を配布する必要があるのかどうか等々、第1回目の試行を経て諸課題が明らかになってきてございまして、これらについては今後更に検討していくこととしております。

また、今年は東京大学、京都大学、一橋大学の3大学が中心になって実施を行いましたが、この実施体制についても更なる検討が必要となっております。

なお、今年度のこの共通到達度確認試験につきましては、未修2年次の者と既修1年次の者の到達度を確認するための試験を年度末に実施するという方向で現在、文部科学省に設置された調査検討会議で検討を進めているところでございます。

文部科学省からは以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたから、意見交換の際に適宜お願いします。

○納谷座長 それでは、今、文部科学省の方から御報告がございましたけれども、何か質問なり御意見がありましたらどうぞ。

それでは、有田顧問どうぞ。

○有田顧問 今回の試行では、大学側にその結果を個人名、個人の成績を含めてフィードバック

クしなかったという話でしたね。その理由は、進級テスト等に流用されるという懸念を生徒が持つのではないかということであったという話ですね。

それで、今後どうするのかというところについては、先ほど説明がありましたように、通し番号35ページの「3.」の「今回」で始まるところから数えまして7～8行目でしょうか、「この点」というものは、まさに今後、大学に対して各学生の成績をフィードバックするかどうかという点だと思いますが「この点については、今後、参加した法科大学院からの意見を聴取するなどして、さらに検討する必要があると思われる」という記載になっております。これは逆に言いますと、検討はしますけれども、それがフィードバックしない可能性もあるというふうに読めるのです。その点についてはどうなのでしょう。

○北山課長 これは、まず法科大学院からの意見を聴取して、それを踏まえて検討していくということになりますので、その結果についてはオープンになっているということかと思えます。

○有田顧問 いや、オープンになっているというのは。

○北山課長 なので、個人名を大学に伝え、個人名及びその成績を大学に伝えるかどうかということについて、今後、その検討をしていくということでございます。

○有田顧問 それで、その結果、どうなるのか、つまり、検討結果いかにによってはそれをしないこともあり得るのかどうかをお聞きしているのですけれども、それはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

○北山課長 この報告を受けた段階では、そういったこともあり得るのではないかと考えておりますけれども、ただ、それはこの検討の中でどういうことを進めていくのかということによるのではないかと思います。

○有田顧問 この資料の通し番号31ページに「『共通到達度確認試験（仮称）』の早期実施を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」とされまして、その4行後に、「①法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に学生の到達度等を確認し、その後の学修や進級判定等に活用すること、②学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用することが掲げられている」と、つまり、その趣旨は、このような①、②に記載しているものであろうと思うわけですが、そうであるならば、各個人の受験生の成績を大学に個々に教えて、それを指導の1つの基準にしていったりすることが本来の目的ではないかと思うのです。先ほどお答えにありましたように、この個人の成績を大学にフィードバックしなかったり、あるいは大学別の、受験生の得点、分布といったものも含めて公表しないこともあり得るというのは少しおかしいのではないかと。むしろ積極的にそうすることが、この制度の目的ではないかと思ひ質問させていただいています。

○北山課長 今回は第1回目の試行ということでこのような扱いをしたということでございますけれども、今後、制度設計上、制度の設計を開始する段階で、この①にあるようなことが言われているということでございますので、それを踏まえて、よほどの問題が生じることはない限り、有田先生から御指摘があったような方向性で検討が進められていくことになるのでは

ないかと思っております。

○有田顧問 是非、本来のこの制度が行われる趣旨に沿った形で実施していただきたい。今回は試行ですので仕方がないと思いますが、そういうことを強く私は希望いたします。

もう1つ、これはお願いなのですが、前々から合格率が全国平均を下回る場合の、大学に対する法的措置の問題をどうするのかというのを私は提起してきたつもりです。

それで、司法試験合格率の低い法科大学院について、設置基準上、法令違反になるというのであればどんな判断をすればそうなるのかというプロセスを一度、具体的に例を挙げて時間軸も考慮しながら説明していただければと思います。

もう、この顧問会議も残りが少なくなってまいりましたので、是非私は前々からお話ししている部分を、こういう形で、こういうスケジュールでやればこうなるのだというものを明確な形で教えていただければ私も安心できるのです。それをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○納谷座長 では、義本審議官どうぞ。

○義本審議官 前回も有田顧問から御指摘いただきましたし、我々としても少し受け止めさせていただいております。

もちろん、まだ新しい基準に基づいて、今後、正式に言えば適格認定を行った上でどうなるかということとはございますけれども、どういうシミュレーションがあり得るのか、あるいは教員の資格の問題や数なども含め、どういう形で正式には当てはめることができるのかについて考えられるような、そういうシミュレーションのようなものを整理させていただいて、やり方については少し考えさせていただきたいと思っておりますけれども、またお示しするように努力したいと思っております。ありがとうございます。

○納谷座長 よろしいですか。

○有田顧問 お願いします。

○納谷座長 それでは、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 有田先生と同じような考え方でありましてけれども、少なくとも共通到達度確認試験の結果について、それぞれの大学にはやはり知らせるべきだなと思っております。

それとは別の話ですが、通し番号17ページの下の方の四角の中の「なお、上記課題を抱える25校の中には」の2つ目のポツですが「地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている」とあります。確かにそうなのだと思いますけれども、では、どうするのだという、要はこういう大学について何か特別な配慮をするのか。

ここまで来ますと、具体的にこの大学という話にだんだんくなっていくかと思うわけですが、一律にその前の合格者が平均の半分以下というところで、こういう地域適正配置とか社会人、特に夜間についての何か特例というものを考えるのかどうか。ここは今、どうお考えでしょうか。

○義本審議官 この点につきましては、やはり地域あるいは社会人で、ある意味においては学修においてのハンディキャップを持っておられる方がおられる中での受験ですので、最終的に

は合格率を高めていくということを目指していくにせよ、やはりプロセスがいろいろございます。その観点からしますと、これは顧問会議でも御議論いただければと思っておりますけれども、一律に考えるのか。もう少し特別なところについては、一定の配慮をするようなこともルールとして考えるのかについての話が政策上はあろうかと思っております。

文部科学省としては何ができるかということ言えば、例えば今年、平成27年度から、できれば実証的な研究を委託しようかと思っておりますけれども、大学を募りまして、ICTをベースにして基幹大学等の形で、まず地方、あるいは社会人も含めて学修ができるような実証的な研究をさせていただこうとしていまして、固まり次第、そういう大学に対して要望をお願いさせていただこうと思っております。

そういう形で取組をしていくということで、今、先生が御指摘のように、基幹的なところを整理して、志願者にとってみても、そこに行けば、ある程度の形でのいろいろな配慮をしたような学修ができるような環境づくりについても努力してまいりたいと思っております。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 具体的なことをお聞きしますけれども、例えば地域適正配置ということであれば、特定の地域に対して、例えば四国の中でもどこか1つとか、あるいは日本海側の特定の地域でどこか1つという、ほとんどこの大学という、名前が見えてくるような議論になってきますね。そのような方向に進むということでは理解してよろしいでしょうか。

○義本審議官 そこは個別具体の大学の状況なども踏まえた上での形でしょうし、もう1つは、實際上ブロックごとに考えた場合、法科大学院が逆でない地域もあるわけでございます。一方、閉じてしまっているところもございまして、私どもとしては、例えばこれは将来的な話でございましてけれども、ICTを通した法科大学院のリソースがございまして、そこを例えば1つの拠点として、基幹大学と結ぶ中における学修ができるような環境を整備するというのも、これはまだまだいろいろな課題があると思っておりますが、1つの改革の方向としてあるかと思っております。

いずれにせよ、どの地域にいても一定の学修ができるような方向性ということで、具体的な学校として残すやり方もあれば、そういう形で組んでいくことも少しあろうかと思っておりますが、その辺は實際上、研究を進める中において検討させていただきたいと思っております。

○納谷座長 では、橋本顧問の方からどうぞ。

○橋本顧問 入学者選抜状況のことなのですが、役割であるということでも少し厳しいことを申し上げさせていただきたいと思っております。

今回、入学者数が2,201人で、昨年比で71人の減少という数字から見ますと、ここ数年、入学者数が数百人レベルで下がってきたこととの関係では、下げ止まりの感もあります。しかし、実質を見ますと、資料3-3などで明らかなように、合格者に対する受験者の割合である、いわゆる入試競争倍率は、実態は1.87倍で、2倍を切っています。中には、2

倍を大幅に下回る法科大学院も相当数ございます。こうなりますと、入学者選抜が本当に適切に機能しているのかという点が率直に言って疑問になってまいります。

この状態になった要因について考えてみたのですが、流れからしますと、現在の公的支援見直しの更なる強化策において、従来、文部科学省が公的支援見直しの基準の1つとしていた入試競争倍率を公的支援の削減基準から削除して、加算額の減額要素に切り替えたことが相当に影響している感じを受けました。

過去のデータから追ってみますと、平成22年には競争倍率2倍未満の法科大学院は全体の55%あったのですが、文部科学省が入試競争倍率2倍を公的支援見直しの基準（削減基準）に組み込んだ平成23年には26%に下がり、平成24年が18%、平成25年が10%と激減していました。ところが、削減基準から外した平成26年には25%に上がり、今年は59%に跳ね上がるという流れが見られるのです。

この入試競争倍率に関する基準は、入学者選抜の競争性の確保を通じて入学者の質を確保することを目的として設定されたものと認識しています。昨今の厳しい入学者減少に直面している法科大学院側の事情をしんしゃくする方向での施策の変更を行う気持ちも分からないではありませんが、この基準が実質上機能しないことになりますと、入学者の質の担保が図れないのではないかとこの点が大いに懸念されます。

前回の会議でも御報告がありましたけれども、今般の認証評価の厳格化においても、「入試競争倍率2倍」が客観的指標の目安とされていますが、それも同様の趣旨によるものと理解しています。その意味では、国の施策としての一貫性という観点も重要な考慮要素であるように思います。

そして、最終的には、入試競争倍率が2倍を切るような今の状況が継続することは、これから大幅な向上を目指すべきとされている司法試験合格率に対して直接に悪影響を及ぼすことになるのではないかとこの点が大変危惧されます。

文部科学省におかれましては、入試競争倍率を再び公的支援削減の基準に組み込む、若しくはそれに類することをお考えになるなどの方策を含めまして、是非質の確保という観点から適切な対応を行われますようお願いを申し上げます。

○納谷座長 今の要望について、何か。

○北山課長 ありがとうございます。

先ほど御説明を申し上げます中でも触れさせていただきましたが、この2倍を切ったということについては重く受け止めておりますので、入学者選抜、入学者の質の確保について問題が生じていないかという点も含めて、多くの法科大学院からヒアリングをさせていただくことになろうかと思っております。

○納谷座長 よろしいですか。一応、そういう要望を受けて、今後とも注視しながら検討策を。

○有田顧問 私も同じ意見を持っておりますので。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私も、今、橋本顧問がおっしゃったのと同じ認識を持っております。法科大学院、

法科大学院を修了した者の7～8割を合格させようとしても、司法試験は一定の水準に達しない以上、合格者を出すのは難しいのです。そういう試験であることに鑑みますと、やはり法科大学院への入学者の選抜基準を考えていくことが大切であり、重要であると思います。ですから、そこには積極的に、財政的な面も含めて関与していく必要があるという認識を持っております。

以上です。

○納谷座長 義本審議官、どうぞ。

○義本審議官 今、橋本顧問、有田顧問から御指摘いただきました。公的支援の在り方も、今がフィックスされたものではなくて、今後いろいろな形で見直ししていくということもございます。今後、個別の大学の事情を聞いた上で、この資料3-3を見ていますと、定員は変わっていないけれども、例えば充足率がかなりジャンプしている大学もありますので、その面においては質の確保という観点から入学者選抜をどうやっているのかということもございます。

そういうことも、個別の大学の状況をしっかり確認する中において対応をしっかりと、そこで必要であれば更なるいろいろな施策、公的支援の在り方も含めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○納谷座長 では、吉戒顧問の方からお願いします。

○吉戒顧問 今、文部科学省の方から平成27年度の法科大学院の入学者選抜の状況と、それから、共通到達度確認試験の実施状況について御報告がありました。その法科大学院の今年度の選抜状況を見ておきますと、志願者も前年より1,000人以上減っておりますし、競争倍率も2倍を切ってしまったということでありまして、非常に危機的な状況であると思います。

このような事態に対してすぐに効く特効薬というようなものはないと思いますけれども、文部科学省の方でしっかり各大学にヒアリングをしていただいて、その上で適切な施策を立てていただきたいと思います。そうでないと、法曹の世界に有為の人材が来なくなるという、本当にじり貧みたいな状況になる感じがいたします。私も、今のところ、特にアイデアはありませんが、本当に衆知を結集して、志願者が増え、競争倍率も確保できるような方向に持っていっていただきたいと思います。

それから、共通到達度確認試験が本年度初めて試行されたということで、これは大変結構なことであると思います。ただ、まだ試行段階なので、いろいろ試行錯誤しなければいけないと思います。憲法・民法・刑法で相当数の問題が出されておまして、正解率を見ますと、問題の難易度が非常にばらつきがあると思います。例えば、非常に高い正解率のものは90%台ですけれども、一番低いものを見ますと、確か憲法で19.1%というものがあります。このような20%を切るような正解率の問題ですと、これでは本当の意味で能力の判定の材料にはならないと思います。ある程度正解率が高くて、その正解率の高い問題を問題全体でどれくらい正解したかという観点で能力の判定をしていただいたらよいのではないのでしょうか。

共通到達度確認試験は、法学未修者が1年経った時点での能力の判定をするということですから、この資料3-6の報告書にも書いてありますけれども、未修者が、法律知識の基本的な

部分についてしっかり修得し、勉強できているかどうかということを判定するのがこの試験の目的であると思います。試験問題の中には先端・応用的な要素のある問題も取り上げてあるようですが、報告書にも書いてありますように、私はそれはどうであろうかと思います。そこら辺りの問題点は、よく検討していただいて次年度以降の試行をしていただきたいと思います。

○納谷座長 どうぞ。

○義本審議官 この作問については、通し番号33ページの上の方に書いてございますけれども、文部科学省がやっています調査の中においての「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」というものがございますので、それをベースにしながらお作りいただいたということでございます。

ただ、吉戒顧問が御指摘したことは、多分、作問している方が1番痛切に感じたところでございます。問題のレベルをどう合わせていくのかなど、その辺については今後、今回のことをしっかり分析した上でディテールの問題に反映するように、今、考えているところでございますし、このチームもそういう問題意識の下でやらせていただいているところでございます。ありがとうございました。

○納谷座長 今回は、まず実施することが大変であったので、こういうばらつきもありますけれども、趣旨に合ったような制度に作り上げるように、是非御検討いただければと思います。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 競争倍率2倍というところ、その2倍の目標はやはり維持されるべきであると思います。入口が広くて、出口、つまり司法試験の合格の道が狭いというのはよろしくないと思っています。

それと、共通到達度確認試験の方なのですが、通し番号35ページのところで、この試験は4回試行して、その後、本格実施と伺っていますが、その4回、次回以降もますます多くの学生に受けてほしいという希望があるわけですね。それで、この35ページの「3.」の中の終わりの方、後半ですけれども、受験する学生が極めて少ない法科大学院については事実上、個別の学生の成績情報を把握し得る場合があり得ることについても付言しておきたいというのを補足して意味を教えてくださいたいのです。

これは次回以降、今のやり方といいますか、成績について情報開示は個別では行わないにしても、そういうふうに情報を把握し得るかもしれないということを受験者が少ない法科大学院に付言するということなのですか。意味がよく分からないのです。

○納谷座長 どうぞ。

○北山課長 この法科大学院の先ほどのリスト、103ページを御覧いただきますと、3科目受験者が1名であったり、あるいは2名であったりというところが数校あるわけでございますけれども、こういったところには、今回は試行ということでしたので、参加学生の個人名と成績とをリンクさせない形でその大学にお伝えしていたということがあったわけなのですが、こういったところは分かっただろうということがここで言われていることかと存じます。

他方で、先ほど有田顧問からも御指摘がありましたように、この制度設計に当たっては両者

をリンクさせるべきではないかということをございまして、その方向で今後検討を進めていくことになるのではないかと思いますけれども、今回は試行ということで、このような指摘がされているということかと存じます。

○納谷座長 このペーパーは、どちらかといいますと、この1回目の試行の部分について、こういう注意書きをきちんとせざるを得なかったということ、このことがこの35ページにあるのではないかと思います。

ですので、今後でき上がってくるこの試験については、先ほど言われたように、本来の目的のところに合わせて徐々に直していくということで、成績を個別の学生に回さないという考え方は基本的にない。けれども、今回のものだけは個別の受験生に分かるようにすると、先ほど言いましたような1人だけ受験という大学もあるので、その場合には事実上成績が伝わってきますし、いろいろな意味で影響が起きてしまうかもしれません。それで、今後、協力を求めるために、できるだけ個々の学生には知らせめないようにして、ともかく新制度設計のための試み、動きをしてみたいということで実施したので、こういう説明書きがこういう形になっている。ちょっと誤解を呼ぶような感じも若干、表現の中であるかなという感じはいたしますが、趣旨はそういうことだと思って受け止めた方がいいのかなと思っております。

個々の学生に反映させなければ成績評価はできませんので、私は当然だと思っておりますので、そういう点は注意して今後受け答えをしていただいて制度設計に及んでくれるように委員会の方でやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

時間が過ぎてきてしまったので、このぐらいでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それでは、この議題につきましては以上、この時点で終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○大場室長 ありがとうございます。

次の議題は「法曹有資格者の活動領域の拡大について」であります。

この議題につきましては、本年2月の第16回顧問会議におきまして、法務省から有識者懇談会及びその分科会における議論状況について御説明いただいたところですが、今月18日に有識者懇談会が開かれ、議論の取りまとめがなされましたので、これについて法務省から御説明いただきます。

法務省大臣官房司法法制部の鈴木参事官、よろしく願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、御報告いたします。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組や検討の状況等については、本年2月24日及び3月19日にそれぞれ開催された顧問会議において御報告をしたところです。その際、顧問の皆様方からは、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた今後の取組の方向性を示すに当たっては、これまでの取組及びその成果を踏まえた現状の分析に加え、法曹有資格者の専門性を活用する利点、逆に法曹有資格者を活用するに当たっての課題について検討することなどが重要ではないかといった御指摘を頂きました。

その後、国・自治体・福祉等、企業及び海外展開の各分科会において、これらの御指摘も踏まえ、これまでの取組及び成果を整理するとともに、今後の活動領域の拡大に向けた課題等について意見交換を行っています。その結果を分科会ごとに集約したものが、資料4-2から資料4-4までの分科会取りまとめです。通し番号で申しますと、135ページから174ページまでとなります。

さらに、5月18日に開催された法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会においては、各分科会の取りまとめを前提として、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方について意見の集約が行われました。その結果を取りまとめたものとして、有識者懇談会に基本的に了承されたものが資料4-1の「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」です。通し番号で申しますと、125ページから134ページまでとなります。

そこで本日は、資料4-1の有識者懇談会取りまとめ（案）の概要について御報告します。取りまとめ（案）では、まず有識者懇談会及び各分科会の設置の経緯を紹介した上で、国・自治体・福祉等、企業及び海外展開の各分野について、各分科会における取りまとめを前提に、これまでの取組及び成果並びに法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題を整理し、更に法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて今後取り組むべき施策等について記載しています。

それでは、各分野ごとに取りまとめ（案）の概要につきまして御説明します。なお、各分科会における取組及びその成果については、2月24日及び3月19日の顧問会議においても御報告しておりますので、本日は活動領域の更なる拡大に当たっての課題というテーマと今後取り組むべき施策等を中心に御説明をさせていただくこととします。

まず、国・自治体・福祉等の分野について御説明します。資料4-1の2ページ、通し番号で申しますと127ページを御覧ください。

この分野においては、これまでニーズの実態を把握するための調査が行われてきたほか、各地の弁護士会においては自治体との連携構築が進められてきました。また、福祉分野では地域包括支援センター等への弁護士の派遣や各地の弁護士会における高齢者・障がい者に対する電話相談、出張相談等の取組が行われてきました。

このほか、法曹有資格者がこの分野で活躍するために求められる能力を涵養するべく、各地の研修のほか、法科大学院における教育の取組がされてきたほか、法務省におきましても最高裁判所と連携をして、国の機関や自治体、福祉機関における選択型実務修習の受入先の拡大に向けた取組などを行ってきたところです。

このような取組を通じて見えてきた課題としては、自治体や福祉機関において法曹有資格者の専門性の活用の実例が十分に蓄積されていないといった点が挙げられます。

これらの検討状況を踏まえて、この分野における法曹有資格者の活用を一層促進するための方策としては次のようなものが挙げられます。資料4-1の4ページ、通し番号で申しますと129ページの「3 今後取り組むべき施策等」を御覧ください。

まず、法曹有資格者の専門性の活用の在り方についての情報提供を進めるため、日本弁護士連合会において、関係機関等の協力を得て、弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、自治体や福祉機関等と共有する取組が必要であるとしています。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待されるとしています。

他方、自治体や福祉機関の側においても、法曹有資格者の活用を既に進めている自治体の例などを参考に、活用のための方策を検討・実施することが期待されるとしています。

次に、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有することができるよう、日本弁護士連合会が研修等の取組を行うことが求められるとしています。

また、能力の涵養という点については、日本弁護士連合会や各地の弁護士会のほかに、最高裁判所において、選択型実務修習の充実に向けた取組を継続すること、法科大学院においても、これらの分野で活動するための素養を身に付けるためのプログラム等を設置することが期待されることです。

そして、法務省においては、以上のような取組を通じて得られた法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等との間で共有されるよう、関係機関の協力を得て、連絡協議の機会を設けるといった形で環境を整備することとしています。

続いて、企業の分野について御説明します。資料4-1の5ページ、通し番号で申しますと130ページを御覧ください。

この分野においては、日本弁護士連合会において、弁護士の求人・求職情報を掲載するウェブサイトである「ひまわり求人求職ナビ」を運営しており、その利用企業300社以上を対象とした調査を実施しているほか、経済団体の御協力を得て、法曹有資格者の活動に関する企業向けの情報交換会、更には司法試験合格者等を対象とした就職ガイダンス等の取組を実施しています。

また、企業において活動する、資質を涵養するという観点から、法科大学院における企業法務等に関する講座の開設や継続教育の取組のほか、日本弁護士連合会等における各種研修も実施されています。さらに、自治体等の分野と同様に、選択型実務修習の受入先となる企業の拡大に向けた取組も進められています。

このような取組を通じ、企業内弁護士の採用は企業規模的にも地域的にも更に広がる余地があることが明らかとなっています。

これらの検討結果を受けて、今後取り組むべき施策として以下のようなものを挙げています。資料4-1の6ページ、通し番号で申しますと131ページの「3 今後取り組むべき施策等」を御覧ください。

まず、大企業に加えて地方の企業や中小企業に対しても法曹有資格者の活用の有用性を発信していくため、日本弁護士連合会が経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について企業に対する情報提供、企業間における情報共有を図ることに加

え、企業と弁護士との間における情報共有の取組を広げていくことが求められるとしています。

このほか、日本弁護士連合会においては、関係団体と協力して、企業内の法曹有資格者のキャリアパスに関する情報等を整理し、法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関等との間で共有するとともに、企業のニーズに応じた実践的な研修の拡充が求められるとしています。

また、能力の涵養という点からは、法科大学院において、企業法務に関する科目の設定や、就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待されるほか、最高裁判所においても受入先の開拓など、選択型実務修習の充実に向けた取組を継続することが期待されるとしています。

法務省においては、日本弁護士連合会や経済団体等の協力を得て、これまでの実績等を通じて明らかとなった法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等との間で共有されるよう、必要な連絡協議等の環境を整備することとしています。

最後に、海外展開の分野について御説明します。資料4-1の7ページ、通し番号でいうと132ページを御覧ください。

この分野では、これまでアジア新興国等に進出した日本企業等の法的ニーズに対する調査のほか、日本弁護士連合会が関係機関と連携し、海外展開に取り組む中小企業を法的に支援するべく、弁護士を紹介する制度が実施されてきました。

また、外務省においては、今年度から日本企業等の活動を法的側面から支援するため、一部の在外公館において日本の弁護士を活用する取組を始めることとしています。

このほか、資質の涵養という観点からは、日本弁護士連合会や一部の法科大学院において、法律英語等に関するカリキュラムが開講されています。

このような取組を通じて見えてきた課題としては、特に中小企業において、海外進出の際に法曹有資格者による法的支援を受けることの利点などについての知見が乏しいといった点が挙げられます。

そこで、このような課題を踏まえ、今後取り組むべき施策として、次のようなものが挙げられるとしております。資料4-1で申しますと8ページとなります。

まず、日本弁護士連合会においては、これまでの取組を一層推進することに加え、関係機関の協力を得て、中小企業等の海外展開に際し、日本の法曹有資格者を活用する利点に関する具体的な情報や企業等に情報提供することや、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のための仕組みを構築することが求められるとしています。

また、法曹有資格者の能力の涵養という点からは、法科大学院において、法律英語に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供が進むことが期待されるとしています。

そして、前記のような取組が効果的に行われるようにするため、法務省においては、内閣官房に設置された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、上記のような取組がより効果的に行われるよう、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行うこととしているところ です。

取りまとめ（案）の概要についての御説明は以上です。

○大場室長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、意見交換の際に適宜お願いいたします。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 立派なものできて、非常に結構だと私は思います。

問題は、これをどうやって実践していくかということに尽きるのです。そうしないと、今まで我々が言ってきたことが全部、絵に描いた餅になってしまうと思います。

そこで、この有識者懇談会で出た話でもし教えていただけるのであれば、これを実施するためのそれぞれの各会、各団体、弁護士会、裁判所、法務省に、それぞれに課せられた役割がございませぬ。これらを実現するのは、優秀で実行力ある人であると思います。そこで、如何なる部局が担当するのか、そのマンパワーとして、誰がどういうことをすべきか、どの規模で何をすべきなのかということについての議論がなされたのかということ、もし分かっていたら教えていただきたいなと思うのです。

○納谷座長 では、鈴木参事官どうぞ。

○鈴木参事官 お答えいたします。これまで1年半余りの取組を通じて、いろいろな分野でいろいろな芽が出始めている状況がありますが、活動領域の拡大という観点から申しますと、1年半の取組ではなかなかそれが大きな成果というところまで至っていない分野もあります。

そういった取組を通じて得られた成果を更に拡大するという観点から、基本的にはこれまで行われてきた取組を今後も継続するということを前提にしつつ、法務省としてもそこから得られた有用な情報を関係機関に効果的に伝えられるよう環境整備を進めていくという観点から今後協力を行っていくこととしていくことを想定しているところです。

○納谷座長 有田顧問、納得しませんね。

○有田顧問 はい。現場重視の私としては、それは納得しません。話が出ていたのであれば、次回に、教えていただきたいと思います。

○納谷座長 これは座長として言い過ぎたかもしれません。

要するに、法務省の方で今後、責任を持って組織を作っていくか否か。この取組というところを見ますと、関係の組織や機関は、それなりに想定されていると思いますけれども、そこに働きかけて、法務省が責任を持ってそういうものを作り上げていくことは決めていない。この点が明確ではないのではないか。そこはどうかですか。

○鈴木参事官 只今、御説明させていただいたとおり、必要な情報の共有を図っていくことが重要であると考えられますので、そういった情報共有が進むような環境整備を行っていくための体制は今後必要となってくるものと考えております。

○納谷座長 どうぞ。

○阿部顧問 例えば国・自治体・福祉等の分野ですと、人事院とか総務省とか厚生労働省が関係機関に入ってくるのですけれども、具体的に何か彼らはやってくれるのですか。

○鈴木参事官 これまでの各分科会におきましても、御指摘のような関係機関はオブザーバーとして関与していただいていた経緯もございます。関係機関との調整等につきましては、7月15日以降、そういった経緯も踏まえまして、具体的な調整を行っていきたいと考えております。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今回の取りまとめ（案）を拝見させていただきました。記述の仕方が、まず現状の認識、それから、次にその中での課題、そして、その課題克服のための今後取り組むべき施策等という、3つのパートに分けて書いてありまして、非常に分かりやすくなったと思います。

もっとも、読んでみてなかなかインパクトがあるような記述が余りないのですが、これは、ある意味で仕方がないように思います。つまり、拡大しようとする活動領域の相手方というのは、国であり、自治体であり、企業等です。それで、全てこのように相手方があることなので、その相手方の理解を得ながら進めていくべきことなのです。こういう段取りですから、スピード的にはちょっと緩いと思いますけれども、徐々に、着実に進めていくことが大事だと思います。

そこで、取り組むべき施策等の中を見ていると、「日本弁護士連合会は」という主語がやたら多くて、日本弁護士連合会に対する期待が非常に大きいというのは分かります。しかし、これは独り日本弁護士連合会だけがやれることではないので、やはり関係団体、関係方面と協力してやらなければいけないのではないかと、そういう感想を持ちました。

○納谷座長 では、橋本顧問の方からお願いします。

○橋本顧問 今、各顧問の皆様が言われたとおりだと思いますが、私からも一言。

今回の取りまとめ、とりわけ有識者懇談会の取りまとめでは、法曹の活動領域の拡大には関係者・関係機関の努力と連携が不可欠であるという認識を前提に、各分野に関して、その課題と、取り組むべき施策等を、関係者・関係機関ごとに丁寧に分析・検討しています。ここまで突っ込んだ検討が行われたのは、おそらく今回が初めてであり、貴重な成果だと思います。

こうした取組は、今回に限られず、立案・実行の両面において、今後も引き続き進めていくことが大切だと思います。その際、この種の課題においては、トライ・アンド・エラーにならざるを得ない面がありますから、不断の努力でそれを補い、改良していく必要があります。そのためも含めて、日本弁護士連合会はもとより、経済団体を含めた関係団体・関係諸機関の皆様が継続的な連携関係を持つことが重要であると思います。これは正に書かれているとおりであると思います。

今回、特に法務省において関係者間の協力を得て必要な連絡・協議等の環境の整備を担当することとされていますが、是非、この連絡・協議を密にした、実質のある連携、内容のある連携を実現し、活動領域の拡大に努めていただきたいと思います。

○納谷座長 そのほか、御意見はございますか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 自治体・福祉等の分野ということで、この福祉等の「等」には相当、いろいろ幅

広い機関といえますか、そういうものが含まれているのでしょうかという質問なのですけれども、そこについては今後もいろいろと開拓していくという理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木参事官 はい。特に国・自治体・福祉だけに限ったものではなくて、御指摘のような機関も含まれています。

○山根顧問 幅広い機関を開拓していくということでよろしいのでしょうか。

○鈴木参事官 はい。よろしいかと思えます。

○納谷座長 私の方からちょっと確認したいのですけれども、私の記憶が定かではないのですが、この懇談会はこれで一応、このレポートを出して役割を終えるのですか。

○鈴木参事官 御指摘のとおり、有識者懇談会自体は7月15日をもちまして設置期限がされておりますので、その役割を終えることとなります。

○納谷座長 それで、私自身の意見なのですけれども、顧問の先生方からも言われましたように、解散してしまうとこの答申だけで終わってしまうかもしれません。顧問会議の方としては、この有識者懇談会という、この組織に近いようなものを早く作っていただき、そこで組織的に対応してもらいたい。そこで法務省の支援の下で実施していくという姿勢はきちんと明確に示していただいた方がいいかなと私は思うので、そこを要望したい。

○鈴木参事官 座長から御指摘いただきましたとおり、有識者懇談会としては役割を終えることとなりますが、そこでの検討結果を踏まえ、これまで出てきた有益な事例や取組を今後も継続していくということが基本的な観点でございまして、そういった観点から、法務省も情報共有のための環境整備などの必要な協力を行っていくとしているところです。

○納谷座長 ですから、今回も法務省の方で有識者懇談会を作ったわけですから、これと同じように、この答申を動かすための具体的な手当てを是非早く決めてやっていただければよろしいかなということを期待したいと思っております。

お金のこととかいろいろあるのでしょうかけれども、先ほど有田顧問がマンパワーとかいろいろ言われているのは、そういうところにも係ってくるので、この答申はすごくよくできているものですし、第一歩でもありますから、至急、法務省の方で、この懇談会に代わるような組織を立ち上げてスタートすることを私としては希望したいということだけは申し伝えておきたいと思えます。

○鈴木参事官 ありがとうございます。

○納谷座長 他によろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 それでは、この議題はこのぐらいにしておきたいと思えます。

○大場室長 分かりました。ありがとうございました。

次の議題は「法曹人口について」であります。

法曹人口調査につきましては、前回の会議において報告書(案)をお示したところであり、これを踏まえて法曹人口の在り方について検討を進めて、今般、推進室としての検討結果の取りまとめ(案)を作成いたしましたので、御説明いたします。

岩井参事官、よろしくお願いたします。

○岩井参事官 それでは、法曹人口の在り方につきまして、検討結果を御説明いたします。通し番号で175ページの資料5を御覧ください。こちらが法曹人口の在り方について推進室として検討した結果の取りまとめ（案）でございまして、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定にいう提言の案に当たるものです。

まず、第1段落を御覧いただきますと「内閣官房法曹養成制度改革推進室において行った調査により判明した法的需要の状況及び弁護士の活動状況に照らすと、法曹人口は、全体として今後も増加させていくことが相当であると考えられる」とあります。推進室が行った調査結果は報告書に取りまとめているとおりののですが、市民、企業、自治体などの各分野で需要があることが確認できております。また、そうした需要を踏まえた弁護士の法廷内外での活動状況を見てみますと、今後も法曹人口を増加させる必要があると考えております。

こうした考え方を前提にしますと、法曹人口の増加のペースが問題になります。そこで、新たに養成し、輩出される法曹の数について検討する必要があります。取りまとめ（案）の第2段落に移りまして、その2行目を見ますと「現行の法曹養成制度の下で、これまで、司法試験合格者数（平成23年までは新司法試験合格者数）でいえば、おおむね毎年1,800人ないし2,100人程度の規模の数を輩出している」と、これまでの輩出規模を確認した上で「この規模については、現状において、新たに法曹となる資格を得た者のうち多くのものが、社会における法的需要に対応した活動の場を得ているという点で、一定の相当性を認めることができる」としております。

新たに法曹となる資格を得た者の活動状況に関しましては、調査の結果、司法修習終了の1年後には就職先が不明の者が約30人であるなど、これまで輩出されてきた1,800人から2,100人程度の新たな法曹のうち多くの者が、社会の中で活動しているということが確認されております。こうしたことを踏まえますと、これまでの新たな法曹の輩出規模について肯定的に捉えるのが相当ではないかと思われます。

その一方で、法的需要、すなわち法曹を必要とする需要に影響を及ぼし得る外的な諸事情というものが考えられます。例えば社会生活上のシステムの変化ですとか、法制度の変更、経済情勢といったものです。こうしたものは将来にわたって流動的なものを含んでおりますので、このことを踏まえますと、法曹の輩出規模についても1つの定まった人数に固定するのではなく、ある程度、幅を持ったものとして考える必要があります。この段落の末尾の部分は、そうした考え方を示しているものです。

その上で、第3段落では、これまで述べてきたところと変わりがまして、法曹人口を考える上での消極的な事情について触れております。これまでの検討や今回の調査結果において明らかとなっておりますが、法科大学院を中核とする法曹養成制度の実情ですとか、法曹を志望する者の減少といった事情も見られておまして、他に少子化の進行、その他の要因も考える必要があるかと思います。

こうした事情も法曹の輩出規模に影響を及ぼすものではないかと思われまして、これらを併

せて考えますと、法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である1,500人程度まで縮小する事態も想定せざるを得ないところですし、このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねないところです。

後段の部分は、何らかの対策を講じなければ1,500人程度の規模をも下回ることもあり得るという危機感を示しております。すなわち、司法制度改革審議会の意見書は、いわゆる旧司法試験制度の下で、まずは合格者1,500人の達成を目指すべきであるとしつつも、更に大幅な合格者数の増加をその質を維持しつつ図ることに大きな困難が伴うとして、法科大学院を中核とする法曹養成制度の整備を提言しています。

今後、司法試験合格者の数がそのような1,500人程度を下回る規模になってしまいますと、法科大学院を中核とする法曹養成制度自体が危機的な状況に陥るのではないかと懸念があります。したがって、推進室としてはそうした事態になることは望ましくないものと考えております。

そこで、第4段落で「しかし」の部分です。しかし、司法制度改革において掲げられた法の支配を全国あまねく実現するという理念の下で、今後も、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化の進展が必要であることに変わりはありません。そのことからすれば、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであります。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、既に述べた司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきであります。

最後の段落では「新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの提言は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」としてあります。これは、新たな法曹の質を下げても人数を増やす、または維持するという趣旨ではなく、あくまでも法曹の質を維持することが重要であるということを示したものです。

説明は以上でございます。

○大場室長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。報告についての御質問がございましたら、意見交換の際に適宜お願いいたします。

○納谷座長 難しい問題のところへ入ってまいりましたけれども、今の御説明は資料5に基づ

いて若干コメントを付して御説明があったと思いますが、その文字に込められた思いというのがそれぞれにあるだろうと思います。けれども、皆さんの方で、この部分はどういう意味かとか、ここについてはこういう意見を自分は持っているということでしょうか。そういうことを発言していただければと思っております。

それでは、阿部顧問の方からどうぞ。

○阿部顧問 この会議が始まる時、まさか最後に下限の議論をするとは思わなかったのですが、中身の記載はこれで構わないと思うのですが、1つだけ気になるところがありまして、2段落目の現状のところであります。「一定の相当性を認めることができる」という現状の肯定になっているのですが、質の評価というものは何かここに盛り込めませんか。要は、現状が1, 800人ないし2, 100人程度の規模で、質も必要な、国民的な需要を満たすにふさわしいとか、要は下の方に出てくる最後の、質の確保で、現状は質は確保されているという記載は何か入りませんかという、これはお願いします。

○納谷座長 まず、第1点のところはどうでしょうか。活動の場を得ているというだけではなくて、そこで活躍して、きちんとやっているという、はっきり言えば、質のところもある程度、評価できるかという表現ですか。

○阿部顧問 はい。

○納谷座長 そういふことがこの文言の中に入る余地は、ありますか。今、考えているのかどうかという御質問のようでしたけれども、いかがでしょうか。

岩井参事官の方で答えられるかどうか、ちょっと分かりませんが、どうぞ。

○岩井参事官 この第2段落のところに関しましては、これまで輩出された法曹が活動の場を得ているということで、その後、規模について一定の相当性を認めるということが書いてあります。もちろん、今、活躍されている方がそうした質を備えた方々であるということが前提にされていますし、また、最後に御指摘いただきました第5段落のところでもやはり質の点に触れておりますので、こうした形でまとめていくという状況でございます。

○納谷座長 今のような意見もあったということ踏まえて、今日は骨子といいますか、これで基本、まとめていきたいということのようですので、今後の案文に反映していただきたい。修文とかその他で、今後いろいろと参考になることもあると思いますので、それぞれの御意見を頂ければと思っております。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 資料5の取りまとめ(案)は、非常に読み方が難しい文章であると思います。まず、第1点は、これを今後どういう場面で使うのかというのが質問です。それは後で教えてください。

次は、この1枚紙を拝見しての私の感想です。要するに、法曹人口というものについては、これに関係する方がたくさんいますし、また、それぞれの思惑なり利害関係が違いますので、それを共通のところ、つまり、共通項でくくって書くのは非常に難しい作業であったと思います。それを岩井参事官の方で苦勞されながら、ここまでまとめられたということですので、

それについては敬意を表したいと思います。

そこで、読み方はいろいろあると思いますが、私は、最初のパラグラフで「法曹人口は、全体として今後も増加させていくことが相当である」と書いてありますが、これが大きな意味での総論的な方向性を示していると思います。

次に、それ以下のパラグラフがありますが、全体について言いますと、最初の3行のパラグラフが判決でいえば主文のようなもので、あとはその理由を書いていると思います。その中で、1, 800人とか2, 100人とか1, 500人とか、非常に機微に触れるような数字が出てきています。そして、4番目のパラグラフの「しかし」以下のところについては、確かに法曹に対する需要と供給の状況をよく考えなければいけません、司法制度改革審議会が提言した、「法の支配」を全国あまねく実現するという、この理念はやはり忘れてはいけないと思います。単に目先のことで、目先の需要があるかないかとか、そういうことだけで法曹人口を決めていくのは残念なことであると思いますので、日本全国に法の支配が実現するような方向で我々は頑張らなければいけないという気持ちが込められていると思います。

そこで、「当面、これより規模が縮小するとしても、1, 500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」と書いてありますが、この件は、これは私の読み方ですが、少なくとも1, 500人程度は」という趣旨だと思います。法曹養成の下限は1, 500人程度であろうと思います。それを下回れば、先ほど岩井参事官が言われましたように、法科大学院の運営とかいろいろな方面に影響が出てくるわけですから、そこら辺りが下限の数字であろうと思います。

それに加えて、それを目標にするということではなくして「必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるため、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」と書いてありますから、1, 500人にとどまらないで、それ以上の数の法曹が養成されるように、いろいろな意味で関係者が努力しようということだと思います。

そういう気持ちを込めた文章であると思いますので、法曹三者はもとより、先ほど御説明いただいた文部科学省の方とか、法科大学院を運営されている方も含めて関係者は、こういうことを踏まえて努力しなければいけないというのが私の感想です。

○納谷座長 有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 感想でいいのですか。

○納谷座長 感想でも御意見でも構いません。

○有田顧問 読ませていただきまして、いろいろな利害が対立したり主張があった中で、うまくまとめてあると思います。我々が主張し議論したことがうまく入っている、そんな感じもしまして、本当にうまくまとめられたと思っています。

1点だけお聞きしたいのは、パラグラフの3番目で「何らの措置も講じなければ、司法試験合格者が1, 500人程度の規模を下回ることになりかねない」ということが書いてあるので、まさにここで議論しているとそのとおりなのですが、そういう状況であると思います。た

だ、これを書かれた「心」をちょっとお聞きしたいなという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。もしよかったら、「心」をお聞かせ願いたいと思いました。

○納谷座長 いろいろな書き直しがあつて、ここまで修文されてきているとは思ふ。けれども、差し支えない範囲でもということのようです。

いずれにしても、まだ法科大学院改革のイメージがどうなるかということも分かりませんし、試験制度その他いろいろな課題もあるだろうとは思いますが、今の実情も踏まえていろいろ出てきた言葉であると思ひます。もし差し支えなければ、岩井参事官の方でお答えいただければと思ひます。

○岩井参事官 ありがとうございます。

まず、この第3パラグラフのところなのですけれども、ここでは「何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない」としており、やはり危機感といひますか、そういう気持ちで、多くの有為な方々が法曹を志望してくれるような状況にしていかなくてははいけない、こうした危機的な状況に陥っていくことを何とか防ぎたい、そういう気持ちをここに込めて書かせていただきました。

○有田顧問 ありがとうございます。

○納谷座長 他にいかがでしょうか。

では、橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 非常に御苦勞されてまとめられたものだと思います。

先ほど、この文章についての読み方やこうしてほしいとの修文に関する御意見がございました。確かにその種の意見は言い出せば各人ごとにあり得ると思ひますが、法曹人口に関係する諸要因と、これまでに積み重ねられた様々な意見・議論を考慮し、検討をされた上でこの文章が出来上がっていることを考えますと、この取りまとめ案については、一定の相当性が認められるのであれば、それはそれでというふうに読んでみました。

例えば、先ほど阿部顧問が言われた部分ですが、厳密に言ひますと、この間の若い人たちの法曹としての質がどうであったのかについては、検証をしたわけでもありませんし、多分、その種の問題は、もっと将来においてははっきりしてくる性質のもののように思ひますので、この段階では、現在、活躍されている方々が多く存在するという事実から「一定の」相当性を認めるという記載をしたというふうに読むのかなという感じで受け取っております。

私が、この取りまとめ案で「みそ」だと思つたのは、今後1,500人程度の規模を下回り得るということに記載した第3段落の部分です。法曹志願者の減少に表れている法曹養成制度の現状に対する強い危機意識を踏まえ、そういう事態も想定し得るということをきちんとうたわれたところは、足が根に付いた取りまとめを目指したという意味で分かるころだと思ひます。

ちなみに、この危機意識について、この段落では「法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情」によるものと表現されていますが、端的には、低迷する司法試験合格率に見られる法科大学院教育の実情と、法曹志願者の激減という状況の中では、社会の法的需

要に応えられる「質の高い法曹」を多数輩出することが非常に困難な状況にあるという認識によるものだろうと思います。

この「質」の点は、この段落には直接の記載がありませんが、最後の段落で、「法曹の規模に関するこの提言は、（中略）輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものではない」という形で、留意事項として、なお書きでしっかりと表現されています。輩出されるべき法曹の在り方を示す重要な要素として非常に大切な記載だと思いました。

もう1つ重要なのは、今、有田顧問が言われたこととも関連するのですが、この種の事態の打開のためには、関係者が相当な努力を払って必要な取組を行うことが不可欠であり、それがなければ難しいということを引きちんとされていることで、やはり我々が覚悟して、これからの活動をしていかななくてはいけないなと思って読ませていただきました。

感想でございます。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 最初、一読したときは何となく曖昧で、受け止め方が難しいなという印象を持ちましたが、大変な御苦勞でまとめていただいたというふうには思います。

私としては法科大学院、そして弁護士の数が増えたことで様々な課題が上がって改善が求められているのだから、ここは一旦、数をぐっと抑えて、じっくり立て直ししようというふうに言ってきたわけなのですが、このような意見もある程度盛り込まれた内容であると思っ

ていいのだろうと感じています。

1点、数字にある程度の幅を持ったものとして考えるべきであると理解をするところなのですが、ただ、そのことによって法科大学院の取組といいますか、数的目標の設定等がやりにくかったり、評価をしにくかったりとか、そういうことはないのかなというのはちょっと思うところもあります。

それで、どうすれば志の高い、市民の権利を守ろう、弱い立場に寄り添おうという若者が夢の実現を果たせるかということに尽きると思うのですが、やはり聞こえてくるような、多額の借金の返済に追われるですとか、事務所の経営ばかりに気をとられるとか、そういったことをせずに役割が発揮できるようにする必要があるということですか、企業が大きな受け皿となるというのも期待されるわけですがけれども、私どもからすれば企業の利益追求のみに向かわずに、例えば労働環境の改善であるとか、消費者保護であるとか、公益通報者の保護であるとか、そういった目線の弁護士が増えてほしいという希望を持っているわけで、その辺りの検討等も今後進めていただければと思っています。

以上です。

○納谷座長 他によろしいでしょうか。

皆さん、2年近くここで一緒に議論してきました、いろいろな御意見がある中で、他の分野というのでしょうか、他の立場の人たちのことをも考えながら、関係部署でいろいろ交渉なされて出てきたものと思います。そういうことで、私も了解いたします。

いずれにしても、法科大学院の方から見ても、ここまで10年近く育て、その成果を出

しつつあるものですから、夢のある方策へ動いていくことを期待したいと思います。合格者の総数が少なくなっても、質さえきちんとそろってきて期待されるようなものになれば多分、多くの学生が、また法科大学院に行ってくれることになるでしょう。そうすればまた、信頼が出てくれば、このぐらいの数が出てきても大丈夫だという社会的な了解も得られるのではないかと考えております。

今、現状は非常に厳しい状況であるということも踏まえながら、一応、この答申というのでしょうか、取りまとめ（案）をベースにしながら今後の人口論を更に進めていただくということになるかと思っております。受け止め方はそれぞれ、若干の違いはあるだろうとは思いますが、基本、これで取りまとめていくということを進進会議のほうへお願いするというところでよろしいかどうか。何か御意見をいただければと思います。

○阿部顧問 これ結構だと思います。

○納谷座長 それでは、検討結果の取りまとめとしては、今日頂いた御意見も踏まえて、岩井参事官が先ほどコメントを若干膨らませて説明しているところもありまして、それが全体の最後の文章になってくるのだらうとは思いますが、今日のこの資料5の案をベースに最終的に取りまとめていくということで、この顧問会議としてはそれで推進室へ御一任するというところでよろしいでしょうか。

（一同了承）

○納谷座長 ありがとうございます。

○大場室長 ありがとうございます。

先ほど吉戒顧問の方から、この意見の取扱いについて御質問がありましたけれども、改めて申しますと、この法曹人口の在り方に関する取りまとめといいますものは、推進室が推進会議の指示を受けて検討したものでありまして、推進会議に対して法曹人口の政策の取りまとめを報告するというものであります。

ですので、推進会議は7月15日が設置期限となっておりますけれども、それまでに開催されるであろう会議で御了承いただくという手続をとる必要があります。了承いただけたときには、その取りまとめの内容は政府における政策の基本的な考え方を示すものということとして、外部の関係機関であるとか関係者に対してもこれを発信して協力を求めていく。この本文にも関係者の努力というものがありますけれども、そういった形で進めていく、あるいは協力を求めていく。そういう位置付けのものという理解であります。

ありがとうございます。

それでは、本日の御議論を踏まえた上で検討結果を取りまとめて、推進会議にお諮りしたいと考えております。

本日の議事はほぼ終わりでありまして、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日時は、5月28日木曜日、午後2時から、場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

○大場室長 それでは、これで終わりにしたいと思います。

本日はありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。